④　一の企業が、本工事の競争参加資格確認申請から開札までの期間において、北陸地方整備局管内において結成する地域維持型建設共同企業体は、１つの組み合わせによるものとする。ただし、地域維持型建設共同企業体で請け負った履行中の工事と、別の組み合わせの地域維持型建設共同企業体により競争参加資格確認申請する本工事の工期が重複せず、北陸地方整備局長が必要と認める場合は、別の組み合わせで地域維持型建設共同企業体を結成し登録することができるものとする。

⑤　中小企業等協同組合法による事業協同組合でないこと。

⑵　構成員の技術的要件　地域維持型建設共同企業体の構成員は、令和８年９月１日において次の条件を満たすものとする。

①　平成23年度以降に元請として完成した工事で、構成員のうち１者が下記１）～４）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体及び異工種建設工事共同企業体にあっては均等割の10分の６以上、経常建設共同企業体にあっては20％以上のものに限る。また、特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体、異工種建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体における乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工実績として認める。)元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

１）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

２）橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ橋であること。ただし、ＰＣ橋の張出し架設は施工実績としてよい。

３）最大支間長が45m以上あること。

４）架設方法が固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、１）～４）は同一工事であること。

②　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が３年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が３年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、プレストレスト・コンクリート工事の工事種別において構成員の中で最も上位の順位を有する有資格業者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとするが、上記①１）～４）の施工経験は専任で配置する技術者が有すること。

④　構成員について、１者以上は発注工事に対応する建設業法の許可業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　地域維持型建設共同企業体の代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定されたものとする。

⑸　地域維持型建設共同企業体の協定　「地域維持型建設共同企業体協定書（甲)」の様式は上記５⑴へアクセスして入手するものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（上記６⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、地域維持型建設共同企業体としての資格が認定されるためには、上記６⑴①の認定を受けていない構成員が北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関すること除く。)における令和７・８年度のプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに地域維持型建設共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

８　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

地域維持型建設共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　地域維持型建設共同企業体の名称は、Ａ工事は「Ｒ８－10　能越道七海３号橋上部外工事△△・□□地域維持型建設共同企業体」、Ｂ工事は「Ｒ８－10　能越道七海２号橋上部外工事△△・□□地域維持型建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に地域維持型建設共同企業体として参加するためには、開札の時において、地域維持型建設共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

「Ｒ８－10　能越道七海３号橋上部外工事（以下、「Ａ工事」という。)」及び「Ｒ８－10　能越道七海２号橋上部外工事（以下、「Ｂ工事」という。)」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年９月１日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事名

【Ａ工事】

Ｒ８－10　能越道七海３号橋上部外工事（電子入札対象案件)(電子契約対象案件)

【Ｂ工事】

Ｒ８－10　能越道七海２号橋上部外工事（電子入札対象案件)(電子契約対象案件)

２　工事場所

【Ａ工事】石川県鳳珠郡穴水町北七海地先

【Ｂ工事】石川県鳳珠郡穴水町北七海地先

３　工事内容

【Ａ工事】

コンクリート橋上部（３径間連続ＰＣラーメン箱桁橋　Ｌ＝164m）

ＰＣ片持箱桁橋工　１式

コンクリート橋足場等設置工　１式

橋梁下部

道路土工　１式

橋台工　１式

深礎工　８本

橋台躯体工　２基

ＲＣ橋脚工　１式

仮設工　１式

【Ｂ工事】

コンクリート橋上部（３径間連続ＰＣ箱桁橋　Ｌ＝180m）

ＰＣ片持箱桁橋工　１式

橋梁下部

道路土工　１式

橋台工　１式

深礎工　８本

橋台躯体工　２基

ＲＣ橋脚工　１式

構造物撤去工　１式

仮設工　１式

工期

【Ａ工事】

全体工期：契約締結日の翌日から令和11年３月30日まで

【Ｂ工事】

全体工期：契約締結日の翌日から令和11年３月30日まで